

### Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第10条の5第2項第9号及び第10号)

#### 第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

##### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

本市は森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

被害木が公的施設に接している場合は、緊急性を考慮し市が所有者に同意を得たうえで撤去を行う。

##### 2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

本市は、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

#### 第2 鳥獣による森林被害対策の方法

##### 1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、「鳥獣害防止森林区域」という。）を表3-1に定める。

表3-1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	2～4 林班 18～23 林班	474.20

##### 2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、表3-2に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に基づき本市が作成した「三島市鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表 3-2 鳥獣害の防止の方法等

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。</li> <li>・ 植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。</li> <li>・ 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。</li> <li>・ 捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行う。</li> <li>・ 鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。</li> </ul>

### 3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、2の防止の方法に準じるものとする。

### 4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

### 第3 林野火災の予防の方法

本市は、林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・ 初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・ 山火事発生の高危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域においては、タバコ、たき火の後始末の周知を徹底する。
- ・ 林業従事者の火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

### 第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には三島市火入れに関する条例に従い実施する。

### 第5 その他必要な事項

- 1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分  
該当なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

### 第1 保健機能森林の区域

該当なし

### 第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

### 第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### 1 森林保健施設の整備

該当なし

#### 2 立木の期待平均樹高

該当なし